



山形県公報

平成24年4月1日(日)

号 外 (8)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び支所長」を削る。

第14条第2項及び第15条第1項中「、事務所長又は支所長」を「又は事務所長」に改める。

第16条第1項中「、事務所長及び支所長」を「及び事務所長」に改める。

別表第1人事・サービスの項第1項中「、支所長」を削り、同表財務の項第15項中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同表の備考第1項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	危機管理・くらし安心局長
商工労働観光部観光経済交流局各課	観光経済交流局長

別表第1の備考第2項の表を次のように改める。

左 欄	右 欄
環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課	環境エネルギー部長
商工労働観光部観光経済交流局各課	商工労働観光部長

別表第1の備考第6項中「(生活環境部危機管理・くらし安心局各課)」を「(環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課)」に改め、同項の表中「企画振興部交通政策課」を「企画振興部県民文化課、交通政策課」に、

生活環境部地球温暖化対策課、水大気環境課、循環型社会推進課、みどり自然課、生活環境部危機管理・くらし安心局各課	生活文化課長	を
---	--------	---

「環境エネルギー部エネルギー政策推進課、水大気環境課、循環型社会推進課、みどり自然課、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課 環境企画課長 に、

「 商工観光部各課 を

「 商工労働観光部各課 に改め、別表第1の備考第8項の表中

「 生活環境部危機管理・くらし安心局各課 を

「 環境エネルギー部危機管理・くらし安心局各課 に改め、別表第1の備考第10項中「、事務所及び支所」を

「及び事務所」に改め、同項の表中

「 温海支所 支所長及び所属職員 を削る。

別表第2 生活環境部の項を次のように改める。

環境エネルギー部	循環型社会推進課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること。	1 第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可（最終処分場及び焼却施設に係るものに限る。）に関すること。	
			2 第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可（最終処分場又は焼却施設に係るものに限る。）に関すること。	
			3 第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものに限る。）に関すること。	

			4 第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設及び県内に事務所又は事業場を有しない者が設置する移動式の施設に係るものに限る。）に関する こと。	
			5 第15条の17の規定による指定区域の指定及び指定の解除に関する こと。	
みどり自然課	温泉法に関する こと。		1 第3条第1項の規定による土地の掘削の許可に関する こと。	
			2 第7条の2第1項（第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定による掘削のための施設等の変更の許可等に関する こと。	
			3 第11条第1項の規定による増掘又は動力の装置の許可に関する こと。	
			4 第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可に関する こと。	
			5 第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可に関する こと。	
		自然公園法に関する こと。		1 第7条第2項及び第8条第2項の規定による国定公園の公園計画に関する申出に関する こと。

			2 第9条第2項の規定による国定公園事業の決定に関する事 こと。	
			3 第38条第2項の規定による生態系維持回復事業計画の策定に関する事 こと。	
	山形県立自然公園条例に関する事 こと。		1 第7条第1項及び第8条第1項の規定による公園計画の決定並びに廃止及び変更に関する事 こと。	
			2 第8条の2第1項の規定による公園事業の決定に関する事 こと。	
			3 第17条の2第1項の規定による生態系維持回復事業計画の策定に関する事 こと。	
	山形県自然環境保全条例に関する事 こと。		1 第8条第1項及び第4項の規定による保全計画の決定並びに廃止及び変更に関する事 こと。	
			2 第14条の2第1項の規定による生態系維持回復事業計画の策定に関する事 こと。	
			3 第14条の6第1項及び第4項の規定による里山環境保全計画の決定並びに廃止及び変更に関する事 こと。	
危機管理・くらし安心局くらし安心課	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に関する事 こと。		1 第4条第1項、第2項及び第4項の規定による売渡しに係る指示、命令及び裁定に関する事 こと。	

危機管理 ・くらし 安心局食 品安全衛 生課	国民生活 安定緊急 措置法に 関すること。		1 第6条第3項の規定による公表に関すること。		
			2 第7条第1項の規定による指定物資に係る標準価格に関すること。		
			3 第7条第2項の規定による公表に関すること。		
	生活衛生 関係営業 の運営の 適正化及 び振興に 関する法 律に関す ること。		1 第9条第1項の規定による生活衛生同業組合適正化規程の認可に関すること。		
		水道法に 関すること。		1 第6条第1項の規定による水道事業の認可に関すること。	
				2 第10条の規定による水道事業の変更の認可に関すること。	
				3 第11条（第31条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止又は廃止の許可に関すること。	
				4 第14条第6項の規定による水道事業の供給条件の変更の認可に関すること。	
				5 第26条の規定による水道用水供給事業の認可に関すること。	
			6 第30条第1項の規定による水道用水供給事業の変更の認可に関すること。		
狂犬病予 防に関す ること。		1 狂犬病予防のための措置に関すること。			

別表第2 子育て推進部の項子ども家庭課の項山形県保母修学資金貸与条例に関すること。の項を削り、同表中

「商工観光部」を「商工労働観光部」

に改め、同表農林水産部の項森林課の項森林法に関すること。の項部長専決事項の欄第7

項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

宗教法人法に関すること（最上総合支庁に限る。）。			1 第12条第1項の規定による規則の認証に関すること。
			2 第26条第1項の規定による規則の変更の認証に関すること。
			3 第33条の規定による合併の認証に関すること。
			4 第44条第1項の規定による任意解散の認証に関すること。
			5 第78条の2第1項の規定による報告及び質問に関すること。
			6 第79条第1項の規定による公益事業以外の事業の停止命令に関すること。
			7 第80条第1項の規定による認証の取消しに関すること。
			8 第81条第1項の規定による解散請求に関すること。

を

			9 宗教法人に関する各種証明等に関すること。
不当景品類及び不当表示防止法に関すること。		1 第9条第2項の規定による報告の徴収、立入検査等に関すること。	

宗教法人法に関すること。			1 第12条第1項の規定による規則の認証に関すること。
			2 第26条第1項の規定による規則の変更の認証に関すること。
			3 第33条の規定による合併の認証に関すること。
			4 第44条第1項の規定による任意解散の認証に関すること。
			5 第78条の2第1項の規定による報告及び質問に関すること。
			6 第79条第1項の規定による公益事業以外の事業の停止命令に関すること。
			7 第80条第1項の規定による認証の取消しに関すること。

			8 第81条第1項の規定による解散請求に関すること。
			9 宗教法人に関する各種証明等に関すること。
山形県青少年健全育成条例に関すること（置賜総合支庁に限る。）。			1 第25条第1項及び第2項の規定による立入調査等に関すること。
不当景品類及び不当表示防止法に関すること。		1 第9条第2項の規定による報告の徴収、立入検査等に関すること。	
特定非営利活動促進法に関すること（庄内総合支庁に限り、事務所が東田川郡庄内町の区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。	1 第10条の規定による設立の認証に関すること。	1 第43条の2（第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。	1 第13条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による設立の登記をした旨の届出の受理に関すること。
	2 第13条第3項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認証の取消しに関すること。	2 第48条（第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。	2 第23条第1項の規定による役員の変更の届出の受理に関すること。

<p>3 第25条第3項の規定による定款の変更の認証に関すること。</p>	<p>3 第65条第7項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。</p>	<p>3 第25条第6項（第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。</p>
<p>4 第31条第2項の規定による解散の認証に関すること。</p>		<p>4 第25条第7項（第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書 of 受理に関すること。</p>
<p>5 第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証に関すること。</p>		<p>5 第29条（第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の受理に関すること。</p>
<p>6 第34条第3項の規定による合併の認証に関すること。</p>		<p>6 第30条の規定による事業報告書等の閲覧及び謄写に関すること。</p>

に改め、同部の項地域振興課の項地方

7 第41条第1項及び第2項の規定による報告の徴収、検査等に関すること。		7 第53条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による代表者の氏名の変更の届出の受理に関すること。
8 第42条の規定による改善命令に関すること。		8 第55条（第62条において準用する場合を含む。）の規定による役員報酬規程等の受理に関すること。
9 第43条の規定による設立の認証の取消しに関すること。		9 第56条（第62条において準用する場合を含む。）の規定による役員報酬規程等の閲覧及び謄写に関すること。
10 第44条第1項の規定による認定に関すること。		
11 第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新に関すること。		
12 第58条第1項の規定による仮認定に関すること。		
13 第63条第1項及び第2項の規定による合併の認定に関すること。		

14 第64条第1項の規定による報告の徴収、検査等に関すること。		
15 第65条第1項及び第2項の規定による勧告に関すること。		
16 第65条第4項の規定による命令に関すること。		
17 第66条第1項の規定によるその他の事業の停止の命令に関すること。		
18 第67条の規定による認定及び仮認定の取消しに関すること。		

自治法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。の項を削り、同課の項辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第3条第1項及び第5項」を「第3条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）」に改め、同課の項宗教法法人に関すること（最上総合支庁を除く。）。の項及び山形県青少年健全育成条例に関すること（村山総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。の項を削り、同課の項特定非営利活動促進法に関すること。の項を次のように改める。

特定非営利活動促進法に関すること（庄内総合支庁を除き、事務所が山形市、村山市、上山市、南陽市又は西村山郡河北町のいずれかの区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。	1 第10条の規定による設立の認証に関すること。	1 第43条の2（第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。	1 第13条第2項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による設立の登記をした旨の届出の受理に関すること。
---	--------------------------	--	--

2 第13条第3項（第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認証の取消しに関すること。	2 第48条（第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。	2 第23条第1項の規定による役員の氏名等の変更の届出の受理に関すること。
3 第25条第3項の規定による定款の変更の認証に関すること。	3 第65条第7項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取に関すること。	3 第25条第6項（第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による定款の変更の届出の受理に関すること。
4 第31条第2項の規定による解散の認証に関すること。		4 第25条第7項（第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による登記事項証明書の受理に関すること。
5 第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証に関すること。		5 第29条（第52条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定により適用する場合を含む。）の規定による事業報告書等の受理に関すること。

6 第34条第3項の規定による合併の認証に関すること。		6 第30条の規定による事業報告書等の閲覧及び謄写に関すること。
7 第41条第1項及び第2項の規定による報告の徴収、検査等に関すること。		7 第53条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定による代表者の氏名の変更の届出の受理に関すること。
8 第42条の規定による改善命令に関すること。		8 第55条（第62条において準用する場合を含む。）の規定による役員報酬規程等の受理に関すること。
9 第43条の規定による設立の認証の取消しに関すること。		9 第56条（第62条において準用する場合を含む。）の規定による役員報酬規程等の閲覧及び謄写に関すること。
10 第44条第1項の規定による認定に関すること。		
11 第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新に関すること。		
12 第58条第1項の規定による仮認定に関すること。		

13 第63条第1項及び第2項の規定による合併の認定に関すること。		
14 第64条第1項の規定による報告の徴収、検査等に関すること。		
15 第65条第1項及び第2項の規定による勧告に関すること。		
16 第65条第4項の規定による命令に関すること。		
17 第66条第1項の規定によるその他の事業の停止の命令に関すること。		
18 第67条の規定による認定及び仮認定の取消しに関すること。		

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第3項を第9項とし、第2項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収等に関すること。
- 8 第24条の40第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「指定施設設置者等に対する」を削り、同項を同欄第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 1 第21条の5の21第1項の規定による報告の徴収等に関すること。
- 2 第21条の5の22第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。
- 3 第21条の5の26第1項の規定による報告の徴収等に関すること。
- 4 第21条の5の27第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。

別表第3 保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第24条の15第2項」を「第21条の5の21第2項（第21条の5の26第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第14項を第21項とし、第10項から第13項までを7項ずつ繰り下げ、同欄第9項中「第34条の16第1項」を「第34条の17第1項」に改め、同項を同欄第16項とし、同欄第8項中「第34条の14」を「第34条の15」に改め、同項を同欄第15項とし、同欄第7項中「第34条の13第1項」を「第34条の14第1項」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄第6項中「第34条の11」を「第34条の12」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄第5項中「第34条の4第1項」を「第34条の5第1項」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第4項中「第34条の3」を「第34条の4」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄中第3項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

9 第24条の38の規定による届出の受理に関すること。

10 第34条の3の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 第24条の10の規定による指定の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同項を同欄第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

1 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関すること。

2 第21条の5の16の規定による指定の更新に関すること。

3 第21条の5の19の規定による届出の受理に関すること。

4 第21条の5の25の規定による届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第5項中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項を削り、同課の項社会福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項及び第4項中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同欄第8項を削り、同課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第6項中「第70条第5項」を「第70条第6項（第70条の3第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄中第57項を第58項とし、第8項から第56項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 第70条の3第1項の規定による指定特定施設の指定の変更に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項介護保険法施行規則に関すること。の項を削り、同課の項障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第2項中「及び第4項」を削り、同欄第3項中「第49条第1項」を「第49条第1項及び第4項」に、「勧告」を「勧告及び命令」に改め、同欄第4項を次のように改める。

4 第51条の3第1項の規定による報告の徴収等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

5 第51条の4第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。

6 第51条の27第1項の規定による報告の徴収等に関すること。

7 第51条の28第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関すること。

8 第51条の32第1項の規定による報告の徴収等に関すること。

9 第51条の33第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第48条第2項」を「第48条第2項、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項」に改め、同課の項障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第41条第1項の規定による指定の更新に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項障害者自立支援法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第12項とし、同項の前に次の5項を加える。

7 第51条の2の規定による届出の受理に関すること。

8 第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定に関すること。

9 第51条の21第1項の規定による指定の更新に関すること。

10 第51条の25の規定による届出の受理に関すること。

11 第51条の31の規定による届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項福祉企画課及び福祉課の項中

知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		
--------------	---	--	--

を

高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。		1 第24条の規定による福祉サービスの提供に係る報告、検査等に関すること。	
山形県青少年健全育成条例に関すること（村山総合支庁に限る。）。			1 第25条第1項及び第2項の規定による立入調査等に関すること。
知事感謝状に関すること。	1 民生委員及び児童委員に対する知事感謝状に関すること（知事が別に定める基準による場合に限る。）。		

に改め、同部の項環境課の項自然公園

法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項、第2項及び第4項中「同意」を「協議」に改め、同欄中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、同欄第11項中「第39条第9項」を「第40条」に、「変更の届出の受理」を「認定の取消し」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第10項中「確認」を「確認及び認定」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄中第9項を第10項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 第16条第4項において準用する第14条第3項の規定による認可の取消しに関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第41条第4項において準用する第39条第9項の規定による変更の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項自然公園法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による公園事業の認可の失効の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県立自然公園条例に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「同意」を「協議」に改め、同欄中第3項を第9項とし、第2項を第8項とし、第1項の次に次の6項を加える。

2 第9条第6項の規定による施設の位置等の変更の協議及び認可に関すること。

3 第10条の2の規定による改善命令に関すること。

4 第10条の3第1項及び第2項の規定による地位の承継の協議及び承認に関すること。

5 第10条の4の規定による公園事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること。

6 第10条の5第3項の規定による認可の取消しに関すること。

7 第10条の6の規定による原状回復命令等に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県立自然公園条例に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の3項を加える。

10 第17条の3第2項及び第3項の規定による生態系維持回復事業の確認及び認定に関すること。

11 第17条の3第6項の規定による変更の確認及び認定に関すること。

12 第17条の4の規定による認定の取消しに関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県立自然公園条例に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第6項とし、第2項を第5項とし、第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

1 第9条第9項の規定による届出の受理に関すること。

2 第10条の5第2項の規定による公園事業の認可の失効の届出の受理に関すること。

3 第10条の7第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県立自然公園条例に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

7 第17条の3第9項の規定による変更の届出の受理に関すること。

8 第17条の5の規定による生態系維持回復事業の報告の徴収に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県立自然公園条例施行規則に関すること。の項を削り、同課の項山形県自然環境保全条例に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第5項を第10項とし、第4項を第9項とし、同欄第3項中「第14条の6」を「第14条の9」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄中第2項を第3項とし、同項の次に次の4項を加える。

4 第14条の3第2項及び第3項の規定による生態系維持回復事業の確認及び認定に関すること。

5 第14条の3第6項の規定による変更の確認及び認定に関すること。

6 第14条の4の規定による認定の取消しに関すること。

7 第14条の7第2項の規定による里山環境保全事業の執行の協議に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県自然環境保全条例に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第14条の5第2項」を「第14条の8第2項」に、「同条第3項及び第6項」を「第12条第3項及び第5項」に改め、同項を同欄第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第9条第2項の規定による保全事業の執行の協議に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県自然環境保全条例に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「及び協議」を削り、同欄第2項中「第11条第3項第4号」を「第11条第3項第7号」に改め、「及び協議」を削り、同課の項山形県自然環境保全条例に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第10条第8項及び第9項」を「第10条第7項」に改め、「及び通知」を削り、同欄第2項中「及び第4項」を削り、「普通地域内」を「普通地区内」に改め、「及び通知」を削り、同欄中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同欄第3項中「第14条の5第1項」を「第14条の8第1項」に改め、同項を同欄第4項とし、同欄第2項の次に次の1項を加える。

3 第14条の3第9項の規定による変更の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項環境課の項山形県自然環境保全条例に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

7 第27条第2項の規定による生態系維持回復事業の報告の徴収に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄第5項中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を削り、同課の項社会福祉法に関すること（最上総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項及び第4項中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同欄第8項を削る。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄中第2項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収等に関すること。

8 第24条の40第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「指定施設設置者等に対する」を削り、同項を同欄第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 1 第21条の5の21第1項の規定による報告の徴収等に関する事
- 2 第21条の5の22第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関する事
- 3 第21条の5の26第1項の規定による報告の徴収等に関する事
- 4 第21条の5の27第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関する事（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第24条の15第2項」を「第21条の5の21第2項（第21条の5の26第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同課の項児童福祉法に関する事（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 6 第24条の10の規定による指定の更新に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関する事（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同項を同欄第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 1 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関する事
- 2 第21条の5の16の規定による指定の更新に関する事
- 3 第21条の5の19の規定による届出の受理に関する事
- 4 第21条の5の25の規定による届出の受理に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関する事（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の2項を加える。

- 9 第24条の38の規定による届出の受理に関する事
- 10 第34条の3の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項社会福祉法に関する事（子育て推進部で所掌するものを除く。）。（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁長専決事項の欄第5項中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同課の項社会福祉法に関する事（子育て推進部で所掌するものを除く。）。（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を削り、同課の項社会福祉法に関する事（子育て推進部で所掌するものを除く。）。（庄内総合支庁に限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項及び第4項中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設」を削り、同欄第8項を削り、同課の項介護保険法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第6項中「第70条第5項」を「第70条第6項（第70条の3第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄中第57項を第58項とし、第8項から第56項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 第70条の3第1項の規定による指定特定施設の指定の変更に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項介護保険法施行規則に関する事。の項を削り、同課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第2項中「及び第4項」を削り、同欄第3項中「第49条第1項」を「第49条第1項及び第4項」に、「勧告」を「勧告及び命令」に改め、同欄第4項を次のように改める。

- 4 第51条の3第1項の規定による報告の徴収等に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄中第6項を第11項とし、第5項を第10項とし、第4項の次に次の5項を加える。

- 5 第51条の4第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関する事
- 6 第51条の27第1項の規定による報告の徴収等に関する事
- 7 第51条の28第1項及び第4項の規定による勧告及び命令に関する事
- 8 第51条の32第1項の規定による報告の徴収等に関する事
- 9 第51条の33第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第48条第2項」を「第48条第2項、第51条の3第5項、第51条の27第3項、第51条の32第5項」に改め、同課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 第41条第1項の規定による指定の更新に関する事

別表第3保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項障害者自立支援法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄中第7項を第12項とし、第6項の次に次の5項を加える。

- 7 第51条の2の規定による届出の受理に関する事

- 8 第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者の指定に関すること。
- 9 第51条の21第1項の規定による指定の更新に関すること。
- 10 第51条の25の規定による届出の受理に関すること。
- 11 第51条の31の規定による届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄中第3項を第9項とし、第2項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収等に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 8 第24条の40第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「指定施設設置者等に対する」を削り、同項を同欄第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 1 第21条の5の21第1項の規定による報告の徴収等に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 2 第21条の5の22第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 3 第21条の5の26第1項の規定による報告の徴収等に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 4 第21条の5の27第1項及び第3項の規定による勧告及び命令に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「第24条の15第2項」を「第21条の5の21第2項（第21条の5の26第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）」に改め、同課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第14項を第21項とし、第10項から第13項までを7項ずつ繰り下げ、同欄第9項中「第34条の16第1項」を「第34条の17第1項」に改め、同項を同欄第16項とし、同欄第8項中「第34条の14」を「第34条の15」に改め、同項を同欄第15項とし、同欄第7項中「第34条の13第1項」を「第34条の14第1項」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄第6項中「第34条の11」を「第34条の12」に改め、同項を同欄第13項とし、同欄第5項中「第34条の4第1項」を「第34条の5第1項」に改め、同項を同欄第12項とし、同欄第4項中「第34条の3」を「第34条の4」に改め、同項を同欄第11項とし、同欄中第3項を第8項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 9 第24条の38の規定による届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 10 第34条の3の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第2項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 6 第24条の10の規定による指定の更新に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同項を同欄第5項とし、同項の前に次の4項を加える。

- 1 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 2 第21条の5の16の規定による指定の更新に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 3 第21条の5の19の規定による届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。
- 4 第21条の5の25の規定による届出の受理に関すること（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項社会福祉法に関すること（子育て推進部で所掌するものに限る。）（庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁部長専決事項の欄第2項を削り、同課の項社会福祉法に関すること（子育て推進部で所掌するものに限る。）（庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁課長専決事項の欄第8項を削る。

別表第3 産業経済部の項家畜保健衛生課の項中

薬事法（動物用医薬品に係るものに限る。）に関すること。
薬事法施行令（動物用医薬品に係るものに限る。）に関すること。

を

薬事法に関すること（動物用医薬品に係るもの限り、配置販売業に係るものを除く。）。
薬事法施行令に関すること（動物用医薬品に係るもの限り、配置販売業に係るものを除く。）。

に改め、同部の項

農村計画課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁長専決事項の欄第3項中「第3項」を「第3項（第84条において準用する場合を含む。）」に改め、同欄第8項から第10項までを削り、同課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項及び第2項中「、第95条の2第3項及び第96条の2第5項」を「及び第95条の2第3項」に改め、同欄第3項中「第30条第2項」を「第30条第2項及び第3項」に、「認可」を「認可及び公告」に改め、同欄第5項中「及び第95条の3」を削り、同欄第7項及び第8項中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同欄中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第24項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項土地改良法に関すること（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項中「（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄第4項及び第5項中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、同欄中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第96条の2第6項（第96条の3第5項及び第96条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関すること。

別表第3 産業経済部の項森林整備課の項森林法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第3項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同表建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項水害予防組合法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第2項中「認可」を「届出」に改め、同欄第4項中「許可」を「届出」に改める。

別表第3 建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項請負契約に関すること（山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課、庄内空港事務所及び荒沢ダム管理課に係るものを除く。）。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改め、同部の項西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項土地改良法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「第87条の2第6項」を「第87条の2第10項」に、「及び第96条の2第5項」を「、第96条の2第7項及び第96条の3第5項」に改め、同部の項用地課の項土地改良法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「第87条の2第6項」を「第87条の2第10項」に、「及び第96条の2第5項」を「、第96条の2第7項及び第96条の3第5項」に改め、同部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に次の3項を加える。

5 第26条第1項の規定による調査に関すること。

6 第28条第1項の規定による土地の立入り等に関すること。

7 第29条第1項の規定による市町村への通知及び周知に関すること。

別表第3 建設部の項建築課の項建築士法に関すること（庄内総合支庁に限る。）。の項及び租税特別措置法に関すること。の項を削り、同課の項優良田園住宅の建設の促進に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第24条の規定による報告、検査等に関すること（保健福祉環境部福祉企画課及び福祉課で所掌するものを除く。）。

別表第3 建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項

の欄第2項中「第14条」を「第26条」に、「取消し等」を「取消し及び通知」に改め、同欄第3項を次のように改める。

3 第27条の規定による所在不明者等の登録の取消しに関すること。

別表第3建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第6条第1項」を「第7条」に、「登録」を「登録及び通知」に改め、同欄第2項中「第7条」を「第8条」に改め、同欄第3項中「第8条第1項」を「第9条」に、「登録」を「届出の受理、登録及び通知」に改め、同欄第4項中「第9条」を「第10条」に改め、同欄第5項中「第13条」を「第25条」に改め、同項を同欄第8項とし、同欄第4項の次に次の3項を加える。

5 第11条第3項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

6 第12条の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

7 第13条の規定による登録の抹消及び通知に関すること。

別表第3建設部の項建築課の項高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則に関すること。の項を削り、同部の項庄内空港事務所の項請負契約に関すること（別に定めるものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項及び同部の項山形統合ダム管理課、高坂ダム管理課及び荒沢ダム管理課の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「商工観光部」を「商工労働観光部」に改める。

別表第4第2号の表（児童相談所長の専決事項）の項第1項第1号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同項第2号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同項第4号中「高額障害児施設給付費」を「高額障害児入所給付費」に改め、同項第6号中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同項第8号中「第57条の2第1項」を「第57条の2第3項」に改め、同項第9号中「第57条の3」を「第57条の3第2項」に改め、同項第10号中「第57条の4」を「第57条の3の3第1項及び第3項」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 第57条の4第2項の規定による報告の徴収等に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成24年4月1日印刷
平成24年4月1日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056